社会福祉法人室根孝養会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

１．計画期間　　令和６年１２月１日　～　令和１１年１１月３０日までの　５年間

２．目　　標　　女性が多い非正規職員を正規職員へ
昨年のゼロ人から５人以上転換させる

３．取組内容

●令和６年１２月～　過去に転換を希望しなかった非正規職員に対し、ヒアリングを行い正規職員転換制度の要件の見直しを行う。

●令和７年４月　～　非正規職員に対し正規職員への登用制度について、改めて周知し正規職員への転換を勧奨する。

●令和８年４月以降　非正規職員を正規職員として採用する。

１．男女の賃金の差異

男性の賃金に対する女性の賃金の割合	
全ての労働者	92.5%
正規職員	98.5%
臨時職員	102.5%

対象期間：令和６年度（令和６年4月から令和７年3月）

賃金：基本給・超過勤務手当・賞与・処遇改善手当

登録ヘルパー・調理員・宿直代行員を除く

２．女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

・採用した労働者に占める女性労働者の割合	57.9%
・労働者に占める女性労働者の割合	71.9%
・副主任以上にある者に占める女性労働者の割合	65.0%
・管理職に占める女性労働者の割合	63.6%
・役員に占める女性の割合	22.2%

３．職業生活と家庭生活の両立に資する雇用環境の整備に関する実績

・男女の平均勤続年数の差異	女性	15年
	男性	10年
	全体	14年